

第 3 期 中 間 決 算 公 告

平成19年12月28日

東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
株式会社三菱東京UFJ銀行
頭取 畔柳 信雄

中間連結貸借対照表(平成19年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	10,458,084	預 金	106,513,329
コールローン及び買入手形	982,376	譲 渡 性 預 金	4,946,779
買 現 先 勘 定	313,466	コールマネー及び売渡手形	1,965,264
債券貸借取引支払保証金	1,546,785	売 現 先 勘 定	3,031,030
買 入 金 銭 債 権	4,780,789	債券貸借取引受入担保金	3,177,673
特 定 取 引 資 産	4,197,548	コマーシャル・ペーパー	710,449
金 銭 の 信 託	123,636	特 定 取 引 負 債	780,264
有 価 証 券	36,198,618	借 用 金	2,652,917
投資損失引当金	33,378	外 国 為 替	795,424
貸 出 金	77,279,538	短 期 社 債	289,300
外 国 為 替	1,409,694	社 債	5,046,669
そ の 他 資 産	3,974,153	そ の 他 負 債	3,235,534
有 形 固 定 資 産	1,483,053	賞 与 引 当 金	25,953
無 形 固 定 資 産	535,837	退 職 給 付 引 当 金	46,297
繰 延 税 金 資 産	260,964	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	924
支 払 承 諾 見 返	10,893,044	偶 発 損 失 引 当 金	137,476
貸 倒 引 当 金	1,126,463	構 造 改 革 損 失 引 当 金	59,317
		特 別 法 上 の 引 当 金	31
		繰 延 税 金 負 債	78,589
		再評価に係る繰延税金負債	196,946
		支 払 承 諾	10,893,044
		負 債 の 部 合 計	144,583,218
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	996,973
		資 本 剰 余 金	2,767,590
		利 益 剰 余 金	1,910,712
		株 主 資 本 合 計	5,675,275
		その他有価証券評価差額金	1,255,900
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	53,177
		土 地 再 評 価 差 額 金	238,889
		為 替 換 算 調 整 勘 定	1,091
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,442,704
		少 数 株 主 持 分	1,576,551
		純 資 産 の 部 合 計	8,694,532
資 産 の 部 合 計	153,277,751	負債及び純資産の部合計	153,277,751

中間連結損益計算書

〔平成19年4月 1日から
平成19年9月30日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	2,555,737
資金運用収益	1,697,474
(うち貸出金利息)	(1,087,348)
(うち有価証券利息配当金)	(339,646)
信託報酬	12,893
役員取引等収益	428,689
特定取引収益	99,919
その他業務収益	108,012
その他経常収益	208,749
経常費用	2,230,118
資金調達費用	831,041
(うち預金利息)	(424,058)
役員取引等費用	56,085
その他業務費用	75,400
営業経費	827,783
その他経常費用	439,808
経常利益	325,618
特別利益	32,546
固定資産処分益	2,597
償却債権取立益	16,898
子会社合併に伴う持分変動利益	13,050
特別損失	75,789
固定資産処分損失	6,066
減損損失	10,119
子会社における構造改革損失引当金繰入額	59,603
税金等調整前中間純利益	282,375
法人税、住民税及び事業税	41,997
法人税等調整額	92,455
少数株主損失	16,217
中間純利益	164,140

< 中間連結財務諸表の作成方針 >

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等	172 社
主要な会社名	
株式会社泉州銀行	BTMU Participation (Thailand) Co., Ltd.
エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社	PT U Finance Indonesia
三菱UFJファクター株式会社	BTMU Capital Corporation
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	BTMU Lease (Deutschland) GmbH
三菱UFJニコス株式会社	BTMU Leasing & Finance, Inc.
株式会社日本ビジネスリース	Mitsubishi UFJ Wealth Management Bank (Switzerland), Ltd.
UnionBanCal Corporation	PT UFJ-BRI Finance

なお、三菱東京日聯銀行(中国)有限公司他3社は、新規設立等により、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。

また、株式会社ディーシーカード他8社は、清算、合併等により子会社及び子法人等でなくなったため、当中間連結会計期間より連結の範囲から除いております。

UFJニコス株式会社と株式会社ディーシーカードは、平成19年4月1日付で合併し、会社名を三菱UFJニコス株式会社に変更しております。

Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A.は、平成19年4月2日付で持分法適用の関連法人等となり、会社名をMitsubishi UFJ Global Custody S.A.に変更しております。

非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

他の会社等の議決権(業務執行権)の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社又は子法人等としなかった当該他の会社等の名称

ニチエレ株式会社

(子会社又は子法人等としなかった理由)

投資事業を営む連結される子法人等による企業価値向上を目的とした株式の所有であって、傘下に入れる目的でないことから、子会社又は子法人等として取り扱っておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連法人等	49 社
主要な会社名	
株式会社中京銀行	三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社
株式会社岐阜銀行	株式会社モビット
カブドットコム証券株式会社	Bangkok BTMU Limited
三菱UFJリース株式会社	BTMU Holding (Thailand)Co., Ltd.
東銀リース株式会社	南京国際租賃有限公司
三菱UFJキャピタル株式会社	

なお、Mitsubishi UFJ Asset Management(HK)Limited他2社は、新規設立等により、当中間連結会計期間より持分法を適用しております。

また、UFJセントラルリース株式会社他3社は、合併等により関連法人等でなくなったため、当中間連結会計期間より持分法の対象から除いております。

ダイヤモンドリース株式会社とUFJ セントラルリース株式会社は、平成 19 年 4 月 1 日付で合併し、会社名を三菱UFJリース株式会社に変更しております。

なお、カブドットコム証券株式会社は、平成 19 年 11 月 21 日から平成 19 年 12 月 19 日まで実施した株式公開買付け等により、子法人等へ異動しております。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

主要な会社名

SCB Leasing Public Company Limited

持分法非適用の関連法人等は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連法人等としなかった当該他の会社等の名称

株式会社京都レメディス

SSI株式会社

株式会社パスト

NBA 株式会社

ファルマフロンティア株式会社

(関連法人等としなかった理由)

ベンチャーキャピタル事業等を営む連結される子法人等による投資育成目的等による株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、関連法人等として取り扱っておりません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

11 月末日	2 社
4 月末日	2 社
6 月末日	103 社
7 月 24 日	7 社
7 月末日	1 社
8 月末日	1 社
9 月末日	56 社

11 月末日を中間決算日とする連結される子法人等は、8 月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。4 月末日を中間決算日とする連結される子会社は、6 月末日現在又は 7 月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。また、その他の連結される子会社及び子法人等は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

当行は、平成 19 年 6 月 28 日に三菱東京日聯銀行(中国)有限公司を設立し、当行の中国における 6 支店 2 出張所は平成 19 年 7 月 1 日付で同社の支店・出張所となりました。上記支店・出張所の移管については、重要な取引として調整を行っております。同社の平成 19 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間の損益は中間連結損益計算書に反映されておりませんが、その影響は軽微であります。

(4) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

UnionBanCal Corporation、三菱 UFJ ニコス株式会社及びカブドットコム証券株式会社に係るのれん及びのれん相当額の償却については、原則として発生年度以降 20 年間で均等償却しております。なお、その他の金額に重要性が乏しいのれん、のれん相当額、負ののれん及び負ののれん相当額については、発生年度に全額償却しております。

<連結貸借対照表の注記>

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.及び3.と同じ方法によっております。なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、原則として時価法により行っております。

6. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
動 産	2年～20年

また、連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主に3年～10年）に対応して定額法により償却しております。

8. 社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としておりますが、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、企業会計基準実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成18年8月11日 企業会計基準委員会）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

9. 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

10. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認めら

れる債務者に対する債権（以下「破綻懸念先債権」という）のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は727,765百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

11. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
12. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
13. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理
--------	---

数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理
----------	---

14. 役員退職慰労引当金は、当行の連結される子会社及び子法人等が、役員に対する退職慰労金の支払に備えるため、当該支給見積額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成19年9月28日 内閣府令第76号）による「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式の改正が行われ、平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から、区分して表示しております。

なお、当行の連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、従来、「その他負債」に含めて計上しており、前連結会計年度末の「その他負債」に含まれる「役員退職慰労引当金」の金額は945百万円、前中間連結会計期間末の「その他負債」に含まれる「役員退職慰労引当金」の金額は649百万円であります。

15. 偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。
16. 構造改革損失引当金は、当行の連結される子会社における業務構造改革に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失見積額を計上しております。
17. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
18. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（平成12年1月31日 日本公認会計士協会）に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に替えております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に替えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年2月15日 日本公認会計士協会）を適用して実施してまいりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は32,245百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は52,130百万円（同前）であります。

19. 当行の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約（資金関連スワップ取引）をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

また、外貨建関連法人等株式及び外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建関連法人等株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券（債券以外）については時価ヘッジを適用しております。

20. デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第 24 号及び同第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間連結会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。
21. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計期間の費用として計上しております。
22. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。

金融商品取引責任準備金 31 百万円

金融商品取引法第 48 条の 3 第 1 項の規定に基づく準備金であります。

従来、金融先物取引法第 81 条及び証券取引法第 51 条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成 19 年 9 月 30 日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間連結会計期間から金融商品取引責任準備金として計上しております。

23. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 101 百万円
24. 関係会社の株式及び出資総額（連結される子会社及び子法人等の株式及び出資額を除く） 156,651 百万円
25. 有形固定資産の減価償却累計額 1,206,236 百万円
26. 有形固定資産の圧縮記帳額 84,919 百万円
27. 貸出金のうち、破綻先債権額は 30,280 百万円、延滞債権額は 816,591 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

28. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 15,882 百万円であります。
- なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
29. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 410,907 百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

30. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 1,273,662 百万円であります。
- なお、27. から 30. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

31. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 1,088,699 百万円であります。

32. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	1,124 百万円
有価証券	1,033,700 百万円
貸出金	208,993 百万円
その他資産	2,475 百万円
有形固定資産	662 百万円
無形固定資産	374 百万円

担保資産に対応する債務

預 金	293,359 百万円
コールマネー及び売渡手形	612,000 百万円
借入金	239,506 百万円
支払承諾	1,124 百万円

上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金 158,369 百万円、買入金
銭債権 662,081 百万円、有価証券 3,215,407 百万円、貸出金 5,833,919 百万円及びその他資産 6,163 百万円を
差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を
行っている特定取引資産は 1,026,333 百万円、有価証券は 5,514,451 百万円であり、対応する売現先勘定は
3,009,374 百万円、債券貸借取引受入担保金は 3,057,676 百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これに
より引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は 10,680 百万円であり
ます。

33. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日 法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、
評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上
し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日 政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める
「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第 2 号に定める「国土利用計画法施行令に規定する
基準地について判定された標準価格」及び同条第 4 号に定める「地価税法第 16 条に規定する地価税の
課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により
算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。

34. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 929,000 百万円
が含まれております。
35. 社債には、劣後特約付社債 3,032,094 百万円が含まれております。
「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務
の額は 3,335,089 百万円であります。
36. 1 株当たりの純資産額 663 円 99 銭
37. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等は、売買目的有価証券以外の市場価格又は合理的に算定され
た価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当中
間連結会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって連結貸借対

照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

38. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の商品投資受益権等が含まれております。以下39.についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	2,034,500	2,028,829	△5,670
その他	190,982	191,281	298
外国債券	26,015	26,314	299
その他	164,967	164,966	△0
合計	2,225,482	2,220,111	△5,371

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	3,820,297	5,942,067	2,121,770
債券	15,682,032	15,603,139	△78,892
国債	14,359,218	14,285,647	△73,570
地方債	192,351	192,088	△263
社債	1,130,462	1,125,403	△5,058
その他	11,099,283	11,176,485	77,202
外国株式	91,876	220,399	128,523
外国債券	6,271,498	6,195,451	△76,047
その他	4,735,908	4,760,634	24,726
合計	30,601,612	32,721,693	2,120,080

なお、上記の評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより244百万円（費用）を損益に反映させた結果、純資産直入処理の対象となる額は2,120,325百万円であります。また、同対象額に組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額18,678百万円を加えた2,139,003百万円から繰延税金負債868,438百万円を控除した額1,270,564百万円のうち、少数株主持分10,471百万円を控除した額に、持分法適用の関連

法人等が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額4,688百万円を控除した額1,255,404百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

39. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
満期保有目的の債券	
外国債券	14,495
その他有価証券	
国内株式	322,488
社債	3,616,626
外国株式	71,795
外国債券	143,771

40. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
運用目的及び 満期保有目的以外の 金銭の信託	7,485	8,320	835

なお、上記の評価差額から繰延税金負債338百万円を控除した額496百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

41. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に369,752百万円含まれております。消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は1,372,223百万円、再貸付に供している有価証券は526,489百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは7,247,563百万円であります。
42. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、62,533,962百万円であります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
43. 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日 企業会計基準委員会）及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（平成12年1月31日 日本公認会計士協会）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。

44. 当行の連結される子会社であるUFJニコス株式会社は、平成18年12月20日開催の取締役会において、当行の連結される子法人等である株式会社ディーシーカードとの合併契約書締結を決議し、平成19年4月1日、合併いたしました。当該合併は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。

1. 各結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

① 結合企業

名称 UFJニコス株式会社

事業の内容 クレジットカード業

② 被結合企業

名称 株式会社ディーシーカード

事業の内容 クレジットカード業

(2) 企業結合日

平成19年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

UFJニコス株式会社を存続会社、株式会社ディーシーカードを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

三菱UFJニコス株式会社

(5) 取引の目的を含む取引の概要

MUFGグループの中核カード会社であるUFJニコス株式会社は、更なる企業価値向上の実現を目的として、同じくMUFGグループの中核カード会社である株式会社ディーシーカードと合併いたしました。この合併により、最先端のソリューション提供力に加え、業界トップクラスの事業基盤と収益力も兼ね備えたクレジットカード会社となります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（平成15年10月31日 企業会計審議会）及びに企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（平成17年12月27日 企業会計基準委員会）に規定する会計処理を適用した結果、のれん及び持分変動損益が発生しております。

(1) 発生したのれんの金額 3,244百万円

(2) 発生原因 被取得企業に係る当行持分増加額と取得原価との差額による。

(3) 償却方法及び償却期間 20年間で均等償却

(4) 持分変動利益の金額 13,050百万円

45. 当行の連結される子会社である三菱UFJニコス株式会社（以下三菱UFJニコス）、及び株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（以下MUFG）は、平成19年9月20日開催の各取締役会において、三菱UFJニコスが行う第三者割当増資をMUFGが全額引き受けることを決議し、平成19年11月6日に実施いたしました。

（第三者割当増資の概要）

1. 募集又は割当方法	第三者割当
2. 発行新株式数	普通株式 400,000,000株
発行価額	1株につき300円
発行価額の総額	1,200億円
資本組入額	増加する資本金の額 600億円
	増加する資本準備金の額 600億円
3. 申込時期	平成19年11月6日
4. 払込期日	平成19年11月6日
5. 取引の目的を含む取引の概要	

三菱UFJニコス及びMUFGは以下の4点を目的に、三菱UFJニコスが実施する1,200億円の第三者割当増資についてMUFGが全額を引き受けること、また、別途合意予定の株式交換契約に定めるところに従い、株式交換の方法により、三菱UFJニコスが上場廃止のうえMUFGの完全子会社となる方針に関し基本合意し、平成19年11月6日、第三者割当増資を実施いたしました。

- (1)三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする
 - (2)三菱UFJニコスを含めたMUFGグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること
 - (3)銀行・信託・証券とならぶ、MUFGグループ中核事業体としての三菱UFJニコスの位置づけを明確化すること
 - (4)三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFGグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として、一層強化、育成すること
6. なお、本第三者割当増資に伴う当行持分比率の低下により当行の連結財務諸表上、持分変動利益が発生する見込みではありますが、その金額は現時点では未定であります。

46. 当行は、平成19年11月14日開催の取締役会において、当行の持分法適用の関連法人等であるカブドットコム証券株式会社（以下、カブドットコム証券）の普通株式を、100,000株を上限として公開買付け（以下、本公開買付け）によって取得することを決議し、平成19年11月21日から平成19年12月19日まで実施いたしました。また、本公開買付けに先立ち、平成19年11月14日付で、当行は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（以下、MUFG）、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社、三菱UFJニコス株式会社の各社と株式売買契約を締結し、各社が保有するすべてのカブドットコム証券の株式（端株を除く）を、相対取引によって、同年11月13日の株式会社東京証券取引所市場第一部におけるカブドットコム証券株式の終値である1株当たり144,000円で取得いたしました。
- 以上の結果、当行が保有するカブドットコム証券の普通株式に係る議決権の、カブドットコム証券の総株主の議決権に占める保有比率は40.45%となりました。カブドットコム証券の取締役の過半数を、当行の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであった者でカブドットコム証券の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が占めていること等により、カブドットコム証券は当行の連結される子法人等となりました。なお本公開買付けにより、カブドットコム証券は銀行法上の認可を要するMUFGの子会社となりましたが、当該認可については、平成19年11月14日にMUFGが取得しておりません。

1. 被取得企業の名称、事業の内容、規模、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式

及び取得した議決権比率

- (1) 被取得企業の名称 カブドットコム証券株式会社
 (2) 事業の内容 証券業
 (3) 規模 資本金 7,196百万円（平成19年9月30日現在）
 総資産 460,001百万円（平成19年9月30日現在）
 従業員数 83名（平成19年9月30日現在）

(4) 企業結合を行った主な理由

オンライン証券の重要性・将来性の高まりと、グループ一体となったコンプライアンス・内部管理体制の一層の充実の必要性といった環境の変化を踏まえ、MUFGグループがカブドットコム証券の総株主の議決権の過半数を確保し、両者の関係と協力体制をより強固なものとする事により、カブドットコム証券に対するガバナンスを一層強化することでグループ一体となった適切な業務推進体制を確立するとともに、MUFGとカブドットコム証券の営業基盤を相互に活用し、インターネットを通じた資産運用ニーズへの対応を中心とするMUFGグループのシナジー拡大を図る必要があると判断したため。また、カブドットコム証券の筆頭株主であり、かつ業務上も最も緊密な協力関係にある当行が、カブドットコム証券株式を追加で取得することがグループ戦略上望ましいと判断したため。

- (5) 企業結合日 平成19年12月27日
 (6) 結合の法的形式 株式取得
 (7) 取得した議決権比率 13.75%

2. 被取得企業の取得原価及びその内訳

- (1) カブドットコム証券の株式 23,366百万円
 (2) 取得に直接要した支出額 81百万円

47. 当行は、平成19年11月21日開催の取締役会において、以下のとおり、当行の連結される子法人等であるUFJ Preferred Capital 1 Limitedが発行した以下の優先出資証券の償還について決議いたしました。

(償還する優先出資証券の概要)

発行体	UFJ Preferred Capital 1 Limited	
証券の種類	シリーズA	シリーズB
	非累積型・変動配当・優先出資証券	非累積型・固定配当・優先出資証券

	本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。	
償還期限	永久 ただし、平成20年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。	
配当	非累積型・変動配当	非累積型・固定配当
発行総額	945億円	115億円
払込日	平成14年9月26日	平成14年9月26日
償還対象総額	945億円	115億円
償還金額	1証券につき1,000万円	

(償還予定日)

平成20年1月25日

48. 当行は、平成19年11月27日開催の取締役会において、優先出資証券の発行を目的として、ケイマン諸島に当行の100%出資子法人等BTMU Preferred Capital 6 Limitedを設立することを決議し、平成19年12月13日に普通株式の払込が完了いたしました。

発行した優先出資証券の概要は以下の通りであります。なお、本優先出資証券は、B I S 自己資本比率規制における基本的項目に算入しております。

発行体	BTMU Preferred Capital 6 Limited
	ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立した当行が議決権を100%所有する特別目的会社
証券の種類	円建 配当金非累積型永久優先出資証券
発行総額	1,500億円
配当率	年3.52% (平成30年1月まで固定) 平成30年1月以降は変動
資金使途	当行への劣後特約付貸付金に充当
優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当行の劣後債権者・一般債権者に劣後し、普通株式に優先し、実質的に優先株式と同順位。

49. 当中間連結会計期間末の連結自己資本比率（国際統一基準）は12.39%であります。

<連結損益計算書の注記>

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益（利息、売却損益及び評価損益）を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
3. 1株当たり中間純利益金額 15円64銭
4. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 15円61銭
5. 「その他経常収益」には、株式等売却益85,101百万円、リース業を営む連結される子会社及び子法人等に係る受取リース料76,995百万円及び貸出債権等の売却に係る利益4,830百万円を含んでおります。
6. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額151,447百万円、貸出金償却85,709百万円、リース業を営む連結される子会社及び子法人等に係るリース原価66,711百万円及び株式等償却37,071百万円を含んでおります。
7. 当行の連結される子会社である三菱UFJニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルーピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグルーピングに変更しております。この変更は合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実施を行うことなどに伴う変更であります。
- なお、この変更により経常利益は542百万円増加し、税金等調整前中間純利益及び中間純利益は、4,717百万円減少しております。

第 3 期 中 間 決 算 公 告

平成19年12月28日

東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
株式会社三菱東京UFJ銀行
頭取 畔柳 信雄

中間貸借対照表(平成19年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	10,255,187	預 金	99,029,905
コ ー ル ロ ー ン	683,648	譲 渡 性 預 金	5,004,763
買 現 先 勘 定	271,967	コ ー ル マ ネ ー	1,704,743
債券貸借取引支払保証金	1,546,785	売 現 先 勘 定	2,948,214
買 入 金 銭 債 権	3,799,199	債券貸借取引受入担保金	3,099,857
特 定 取 引 資 産	4,237,453	特 定 取 引 負 債	748,235
金 銭 の 信 託	123,486	借 用 金	4,366,024
有 価 証 券	35,946,417	外 国 為 替	825,444
投 資 損 失 引 当 金	123,631	短 期 社 債	289,300
貸 出 金	68,759,103	社 債	3,169,656
外 国 為 替	1,389,420	そ の 他 負 債	1,681,340
そ の 他 資 産	2,478,798	賞 与 引 当 金	16,056
有 形 固 定 資 産	965,908	退 職 給 付 引 当 金	10,801
無 形 固 定 資 産	323,280	偶 発 損 失 引 当 金	86,641
繰 延 税 金 資 産	203,473	特 別 法 上 の 引 当 金	31
支 払 承 諾 見 返	7,140,097	再評価に係る繰延税金負債	196,946
貸 倒 引 当 金	791,866	支 払 承 諾	7,140,097
		負 債 の 部 合 計	130,318,060
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	996,973
		資 本 剰 余 金	2,767,590
		資 本 準 備 金	2,767,590
		利 益 剰 余 金	1,656,486
		利 益 準 備 金	190,044
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,466,442
		行 員 退 職 手 当 基 金	2,432
		別 途 積 立 金	718,196
		繰 越 利 益 剰 余 金	745,813
		株 主 資 本 合 計	5,421,050
		その他有価証券評価差額金	1,270,635
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	39,904
		土 地 再 評 価 差 額 金	238,889
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,469,620
		純 資 産 の 部 合 計	6,890,670
資 産 の 部 合 計	137,208,731	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	137,208,731

中間損益計算書

〔平成19年4月 1日から
平成19年9月30日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	1,941,878
資 金 運 用 収 益	1,379,950
(うち貸出金利息)	(794,108)
(うち有価証券利息配当金)	(330,818)
役 務 取 引 等 収 益	260,936
特 定 取 引 収 益	99,129
そ の 他 業 務 収 益	101,658
そ の 他 経 常 収 益	100,203
経 常 費 用	1,669,695
資 金 調 達 費 用	764,806
(うち預金利息)	(370,097)
役 務 取 引 等 費 用	64,049
特 定 取 引 費 用	832
そ の 他 業 務 費 用	72,878
営 業 経 費 用	564,774
そ の 他 経 常 費 用	202,353
経 常 利 益	272,183
特 別 利 益	32,712
特 別 損 失	10,594
税 引 前 中 間 純 利 益	294,301
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	18,035
法 人 税 等 調 整 額	88,196
中 間 純 利 益	188,069

<貸借対照表の注記>

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.及び3.と同じ方法によっております。なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

6. 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

動 産 2年～20年

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（3年～10年）に対応して定額法により償却しております。

8. 社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

なお、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としておりますが、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、企業会計基準実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成18年8月11日 企業会計基準委員会）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

9. 外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10. 貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権（以下「破綻懸念先債権」という）のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当

てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は545,964百万円であります。

11. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
12. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
13. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

14. 偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。
15. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
16. 金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（平成12年1月31日 日本公認会計士協会）に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると

みなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年2月15日 日本公認会計士協会）を適用して実施してまいりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は32,245百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は52,130百万円（同前）であります。

17. 外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約（資金関連スワップ取引）をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券（債券以外）については時価ヘッジを適用しております。

18. デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間期の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。

19. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した期の費用に計上しております。

20. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。

金融商品取引責任準備金 31 百万円

金融商品取引法第48条の3第1項の規定に基づく準備金であります。

従来、金融先物取引法第81条に基づき、金融先物取引責任準備金を計上してまいりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間期から金融商品取引責任準備金として計上しております。

21. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 101 百万円

22. 関係会社の株式及び出資総額 1,460,076 百万円

23. 有形固定資産の減価償却累計額 673,212 百万円

24. 有形固定資産の圧縮記帳額 84,646 百万円

25. 貸出金のうち、破綻先債権額は29,577百万円、延滞債権額は664,547百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項

第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

26. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は14,108百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

27. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は299,492百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

28. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,007,724百万円であります。

なお、25. から 28. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

29. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,073,139百万円であります。

30. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	1,124百万円
有価証券	605,316百万円
貸出金	205,446百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー	600,000百万円
借入金	203,218百万円
支払承諾	1,124百万円

上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金155,346百万円、買入金銭債権649,736百万円、有価証券3,109,507百万円及び貸出金5,871,116百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は1,026,333百万円、有価証券は5,377,124百万円であり、対応する売現先勘定は2,948,214百万円、債券貸借取引受入担保金は2,981,067百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は10,680百万円であります。

31. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日 法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日 政令第119号）第2条第1号に定める

「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。

32. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 3,766,736 百万円が含まれております。
33. 社債には、劣後特約付社債 1,314,676 百万円が含まれております。
34. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は 3,289,547 百万円であります。
35. 1株当たりの純資産額 641円88銭
36. 売買目的有価証券以外の市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当中間期末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

37. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の商品投資受益権等が含まれております。以下38.についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
国債	1,979,904	1,976,002	△3,901
その他	167,245	167,257	11
外国債券	2,308	2,320	11
その他	164,937	164,937	—
合計	2,147,150	2,143,259	△3,890

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	466,760	843,873	377,112
関連法人等株式	67,913	85,005	17,091
合計	534,674	928,878	394,204

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	3,788,882	5,893,149	2,104,267
債券	15,497,292	15,419,383	△77,909
国債	14,218,504	14,145,810	△72,693
地方債	181,956	181,718	△237
社債	1,096,832	1,091,853	△4,978
その他	9,687,642	9,780,511	92,869
外国株式	90,868	219,147	128,279
外国債券	5,164,583	5,104,693	△59,890
その他	4,432,190	4,456,670	24,480
合計	28,973,817	31,093,044	2,119,227

なお、上記の評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより244百万円（費用）を損益に反映させた結果、純資産直入処理の対象となる額は2,119,471百万円であります。また、同対象額に組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額19,220百万円を加えた2,138,692百万円から繰延税金負債868,553百万円を控除した額1,270,139百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

38. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券 外国債券	10,798
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式 関連法人等株式	898,845 26,556
その他有価証券 国内株式 社債 外国債券	299,686 3,569,333 118,312

39. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
運用目的及び 満期保有目的以外の 金銭の信託	7,335	8,170	835

なお、上記の評価差額から繰延税金負債338百万円を控除した額496百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

40. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に369,752百万円含まれております。消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は1,363,199百万円、再貸付に供している有価証券は526,489百万円、当中間期末に当該処分をせず所有しているものは7,213,881百万円であります。
41. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、51,947,306百万円であります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
42. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	780,654	百万円
貸倒引当金	431,018	
有価証券評価損	227,978	
退職給付引当金	83,833	
その他	<u>460,750</u>	
繰延税金資産小計	1,984,235	
評価性引当額	<u>△ 595,325</u>	
繰延税金資産合計	1,388,910	

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	913,361	
合併時所有価証券時価引継	186,794	
その他	<u>85,281</u>	
繰延税金負債合計	1,185,437	
繰延税金資産の純額	<u>203,473</u>	百万円

43. 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日 企業会計基準委員会）及び会計制度

委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（平成12年1月31日 日本公認会計士協会）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。

44. 当行は、平成19年11月21日開催の取締役会において、当行の子法人等であるUFJ Preferred Capital 1 Limitedの発行した優先出資証券計1,060億円が平成20年1月25日に償還されることに伴い、当行は同社からの劣後特約付借入計1,060億円を平成20年1月25日付で返済することについて決議いたしました。
45. 当行は、平成19年11月21日開催の取締役会において、優先出資証券の発行を目的として、ケイマン諸島に当行の100%出資子法人等BTMU Preferred Capital 6 Limitedを設立すること、また、当行は劣後特約付借入金として、同社の優先出資証券の発行代り金相当額の借入を決議し、平成19年12月13日に借り入れました。
46. 当中間期末の単体自己資本比率（国際統一基準）は12.87%であります。

< 損益計算書の注記 >

注 1 . 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 . 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益（利息、売却損益及び評価損益）を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

3 . 1株当たり中間純利益金額 18円02銭

4 . 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 17円98銭

5 . 「その他経常収益」には、株式等売却益 76,556百万円を含んでおります。

6 . 「その他経常費用」には、貸出金償却 71,454百万円、貸倒引当金繰入額 64,250百万円及び株式等償却 35,849百万円を含んでおります。